

喜多見バオバブ保育園保護者各位

2020 年 5 月 22 日
喜多見バオバブ保育園

4 月分副食費、延長保育料（定期登録）の取り扱いについて

4 月分の副食費及び延長保育料（定期登録）につきましては 4 月 10 日にそれぞれ徴収いたしました。
通常は夏休みや年末年始の比較的長いお休みを含んだ月について、出席日数に応じて日割りで返金することはありません。ただ今回は区として長期に渡っての休園の措置が取られましたので、それに対応して休園中の副食費及び延長保育料（定期登録）について免除いたします。

計算方法

<副食費>

日額＝一ヶ月分副食費¥4,500÷25 日

該当日数＝休園期間中（4 月 20～30 日）の 9 日（日曜祝日を含まない）

$4,500 \div 25 = 180$ $180 \times 9 = 1,620$

次回徴収の際¥1,620 差し引いて徴収いたします。

<延長保育料>

上の計算方法に準じ、個々に算定いたします。